

令和7年度 申請の手引き

令和7年度 構造改善推進事業

令和7年度 構造改善推進事業費補助金

	項 目		項 目
1	目的	7	交付決定
2	事業区分	8	採択方法
3	応募資格	9	事業の着手
4	補助事業の対象となる経費		
5	公募期間		
6	申請方法		

令和7年度 構造改善推進事業費補助金

1. 目的

本事業は、L P ガス販売事業者の構造改善推進のため、人手不足の解消、業務効率化に資する遠隔でのガスメータ遮断弁の遠隔開閉栓や遠隔検針が可能な設備の導入に対して必要な経費の一部を補助することにより、石油ガスの安定的な供給及び取引の適正化の確保を図ることを目的としています。

2. 事業区分

事業区分 1 ⇒ 遠隔開閉栓等システム構築事業(双方向通信のもの)

～遠隔開閉栓・自動検針(24時間に一回以上)・残量確認等システム～

事業区分 2 ⇒ 遠隔検針システム構築事業

～無線式システムにより遠隔検針するシステム等～

令和7年度 構造改善推進事業費補助金

3. 応募資格

- (1) L P ガス販売事業者（中小企業者）
- (2) 共同申請者が L P ガス販売事業者(中小企業者)であるリース事業者
- (3) 協同組合(L P ガス販売等を目的としたものに限る)
- (4) センターが認めた者

※業務方法書第7条各号に該当する者は申請不可

※中小企業等とは、中小企業基本法第2条第1項の規定を準用します。

ただし、次のいずれかに該当するものは除きます。

- ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される
中小・小規模事業者
- ②交付申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者

令和7年度 構造改善推進事業費補助金

4. 補助事業の対象となる経費

補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象となるものは、基本として「**機器本体**」です。

人件費、外注費は補助金の対象外とします。

また、仕入先への支払方法については、例年同様、小切手等の現金払い、手形決済、相殺決済等は一切認めません。

※支払いは、原則「7日間連続の設置先データ確認後一括支払い」とします。構造改善専用の「請求書」に基づき「同額の振込」により支払いをしていただきます。(実績報告時に報告を求めます)

※特例として、与信管理、回収サイト等の関係上「月毎の請求書単位の分割支払い」を可能とします。

分納・分割支払いの注意点

【現金振込支払いの場合】 次の事項を厳守願います。

- ①該当月の請求額は「構造改善専用」としてください。
- ②支払いは請求書通りに単独で支払い、「振込手数料」は毎回支払者の負担としてください。
- ③最終支払日が「事業完了日」となるため、全ての設置先データが7日間連続取得を確認の上、支払いをしてください。

注) 事業完了(完全データ取得)前に支払いを済ませた場合は、「返金」後「再振込」をしていただきますので、十分注意してください。

【リース契約の場合】

申請者であるリース会社の契約条件に則ってください。不明な点はリース会社に問い合わせ願います。

令和7年度 構造改善推進事業費補助金

5. 公募期間

ホームページ「補助金の概要」記載の公募期間を確認してください。

6. 申請方法

ホームページ「申請方法の説明」にある「申請書作成方法」に従い、申請してください。

令和7年度 構造改善推進事業費補助金

7. 交付決定

提出された申請書類を審査委員会において審査し、本補助事業の目的、要件に合うものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付または次点(注)を決定し、交付決定通知書(様式第2)または交付次点通知書(様式第3)を交付します。

(交付決定通知を受けた申請者は、「補助事業者」となります。)

なお、申請受理から交付決定までの期間は、申請案件を審査する審査委員会を、原則として公募期間締切後に開催するため、長い場合は1カ月を超える場合もあります。

また、交付決定に当たって必要あるときは、条件を付す場合や、修正を加えて通知することがあります。

(注)次点とは、申請の取り下げ、または計画変更等承認、変更届に記載の補助事業の全部若しくは一部廃止があった場合に、補助事業実施期間内に完了することを条件とし、交付決定を行うものです。

令和7年度 構造改善推進事業費補助金

8. 採択方法

下記優先順に事業予算額に達するまで採択し、以降を次点とします。

優先順位	基 準
1	既存導入率が低い
2	顧客数が少ない
3	事業効果額（1世帯当たりの導入コスト）が低い
4	賃金引き上げ事業者
5	ワーク・ライフ・バランスの取組み事業者

※上記優先順に採択します。優先順位1「既存導入率」が同率の場合、優先順位2「顧客数」で判断し、さらに同数の場合、優先順位3「事業効果額」で判断し、以下同様に判断します。

9. 事業の着手

事業の着手は、交付決定通知日以降としてください。それ以前に着手した場合は、補助金交付の対象外となります。

令和7年度 構造改善推進事業費補助金

HPの「申請方法の説明」にある「申請書作成方法」に基づき、またHPのトップページよりリンク「申請者の方へ Q&A」を参考にして、申請書を作成してください。

構造改善補助金Excel入力シートの「事前チェックリスト」を活用いただき、正しく申請してください。